

諮問番号：令和2年度諮問第14号

答申番号：令和2年度答申第19号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

平成29年8月に支払った火災保険の契約更新料（以下「本件契約更新料」という。）に係る保護の変更申請（以下「本件申請」という。）が令和元年8月となったのは、当時の処分庁の職員から、本件契約更新料については保護費を支給できないと言われたためである。

よって、扶助費の遡及支給の限度を超えているとして行われた原処分（生活保護変更申請却下処分）は、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

保護費の遡及支給は、発見月からその前々月までの3か月間に限って認められるところ、本件契約更新料は、平成29年8月15日に支払い済みであり、発見月から3か月よりも前に要した費用であることが明らかであるから、保護費の遡及支給の要件に当てはまらないものである。

また、本件契約更新料について、請求人が平成29年当時に処分庁の職員に相談した事実はない。

したがって、原処分は、適法かつ正当である。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 保護の処理基準において、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきとされているところ、本件申請は、2年前に要した本件契約更新料について支給を求めるものであることから、処分庁は、本件申請を却下したことが認められる。

3 請求人は、当時の処分庁の職員から、本件契約更新料については保護費を支給できないと言われたため、この時期の申請となった旨を主張しているが、保護が現在の生活困窮に直接的に対処する給付であることに照らして、過去の生

活費用について保護を申請することはできないのであるから、請求人の主張は採用することができない。

- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年7月14日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月22日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、最低生活費の認定を事後に変更して追給の措置をとる場合、受給者に届出の義務が課せられていることや、行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当ではないことから、最低生活費の遡及変更は、3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきとされている。これは、行政処分の不服申立期間が一般に3か月とされていることのほか、保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは妥当ではないという考え方も、整合するものであるとされている。

この点、請求人は、平成29年当時、処分庁の職員から本件契約更新料については保護費を支給できないと言われたため、適切な時期に保護の変更申請ができなかったのであるから、2年後であっても本件申請に対する保護費の支給が認められるべきである旨を主張している。

しかしながら、仮に請求人の主張のとおり、2年前に処分庁の職員から本件契約更新料については保護費を支給できないと言われていたとしても、保護の扶助費が現在の生活困窮に直接的に対処する給付であることに鑑み、過去の生活費用について保護の変更を申請することはできないというべきであるから、本件申請を却下した処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子